

生駒市法令遵守推進条例新旧対照表（案）

現行	改正案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、職員の職務に係る法令等の<u>遵守及び倫理の保持</u>のための体制を整備し、市政の運営の透明性の向上を図るとともに、公正な職務の執行を推進することにより、市民の負託にこたえ、信頼される市政を確立し、もって市民の利益の保護に資することを目的とする。</p> <p>第4条 略</p> <p>(不当要求行為に対する措置)</p> <p>第10条 市長は、明らかに不当要求行為があったと認めるときは、当該不当要求行為を行った者に対する書面による警告、捜査機関への告発その他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 市長は、前項の規定による<u>諮問をしたときは、委員会の答申を尊重して、当該要望等に対して必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(公益目的通報)</p> <p>第11条 職員等は、<u>公益目的通報をするときは、実名により行うものとする。ただし、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由を委員会に示すときは、この限りでない。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、職員の職務に係る法令等の<u>遵守、倫理の保持及び不当要求行為への適切な対応</u>のための体制を整備し、市政の運営の透明性の向上を図るとともに、公正な職務の執行を推進することにより、市民の負託にこたえ、信頼される市政を確立し、もって市民の利益の保護<u>及び良好な職場環境の形成</u>に資することを目的とする。</p> <p>第4条 略</p> <p>(不当要求行為の禁止)</p> <p><u>第4条の2 何人も、職員に対して不当要求行為をしてはならない。</u></p> <p>(不当要求行為に対する措置)</p> <p>第10条 市長は、明らかに不当要求行為があったと認めるときは、当該不当要求行為を行った者に対する書面による警告、捜査機関への告発その他必要な措置を講ずるものとする。<u>この場合において、市長は、当該不当要求行為に対して講ずべき措置について必要があると認めるときは、委員会に諮問することができる。</u></p> <p>2～4 略</p> <p><u>5 委員会は、前項の規定による諮問があったときは、審査を行い、当該要望等が不当要求行為であると認めるときはその旨及び当該不当要求行為に対して講ずべき措置を、不当要求行為であると認められないときはその旨を市長に答申するものとする。</u></p> <p><u>6 市長は、前項の規定による答申を受けたときは、これを尊重して、当該要望等に対して必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(公益目的通報)</p> <p>第11条 職員等は、<u>公益目的通報をすることができる。</u></p>

(運用状況の公表)

第17条 市長は、記録した要望等及び公益目的通報の件数その他この条例の運用の状況を毎年度公表するものとする。

(運用状況の公表)

第17条 市長は、記録した要望等の件数並びに公益目的通報の件数及び概要その他この条例の運用の状況を毎年度公表するものとする。